

郵送による転出届出書（転出証明書郵便請求書）

記入日： 年 月 日

養老町長あて

請求者（届出人）

住所	
氏名	印
電話番号 (昼間の連絡先)	① 自宅・携帯・勤務先 ② 自宅・携帯・勤務先 (- -) (- -)

下記のとおり転出しましたので、転出証明書を送付ください。

記

異動予定日（転出予定日）	年 月 日			
転出先住所				
新しい世帯主				
現住所	岐阜県養老郡養老町			
今までの世帯主				
今までの世帯主が異動し、養老に他のご家族が残る場合は、 養老での新しい世帯主をお書きください。（単身赴任などの場合）				（新世帯主）
No.	転出者氏名	生年月日	性別	世帯主との続柄
1				
2				
3				
4				
5				
転出理由 (○をお願いします)	職業上・学業上・婚姻・離婚・生活環境上・自然環境上 交通の利便・住宅事情・その他 ()			

● 送付・連絡先

〒503-1392

岐阜県養老郡養老町高田 798 番地

養老町役場 住民環境課 行

TEL：0584-32-1104（直通）

転出証明書郵便請求について

養老町から他の市区町村へ引っ越しをされる場合、養老町役場への届出（転出届）が必要となりますが、すでに新住所に住んでいるなどの事情で窓口にお越しになれないときは郵送によって届出を行うことができます。

郵送で届出された場合、こちらから「転出証明書」をお送りしますので、新住所地の市区町村にお持ちください。

転出証明書請求書

免許証等の写し

切手

あて先（請求者の住所）
請求者氏名

印鑑登録証
国民健康保険証

1. 郵送による転出届書
（転出証明書郵便請求書）
必要事項をご記入ください。
※昼間連絡の取れる連絡先を
必ず記入してください。

2. 申請者の本人確認書類のコピー
運転免許証など官公署発行顔写真入り1点
健康保険証・年金手帳・学生証などのうち2点
上記どちらかの写しを同封してください。

3. 返信用封筒・切手
（宛先は、請求者の住所です。）
（養老での住所地、もしくは新住所地になります）
お急ぎの場合は、封筒上部に赤で「速達」と
記入し、速達料金の切手を貼ってください。
不足が発生した場合は、受取人払いになります。

4. その他
国民健康保険証・印鑑登録証は転出された時点
で使用できなくなりますのでご注意ください

切手

請求先の
市町村役場あて

1～4のものを入れて
ポストへ投函して下さい。

※送付先住所は、異動予定日前の場合は養老での住所地、異動予定日を経過している場合は新住所となります。

※転出証明書は転入手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

● 送付・連絡先

〒503-1392

岐阜県養老郡養老町高田 798 番地

養老町役場 住民環境課 行

TEL：0584-32-1104（直通）